
談合防止対策の構築に向けた取り組みについて

平成20年4月

談合防止対策等検討委員会

目次

1. 経過と目的について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 談合防止対策等の構築に向けた課題抽出と改善策について・・・・・・・・	2
3. 今後の進め方について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
＜参考資料＞	
参考資料1 委員会の開催経過について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
参考資料2 委員会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・	11

1. 経過と目的について

第2清掃工場建設工事に伴い発生した談合事件（以下「談合事件」という。）を受けて、市民の信頼を回復し、今後の談合防止対策を構築する取り組みの一環として、平成19年7月17日に有識者で構成する第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会（以下「外部委員会」という。）が設置されました。

庁内においても同工場の建設に関する事務処理過程を検証し、課題の抽出と改善策を検討するため、外部委員会と同日に第2清掃工場建設検証委員会（以下「検証委員会」という。）が設置されました。

その後、担当副市長に続き、市長が逮捕・起訴される事態に至る中で、談合事件に係る具体的な事実関係の調査については、裁判に委ねるべきとの判断から、外部委員会の担当事務が一定見直されました。

これにあわせて、平成19年10月22日に検証委員会についても、その名称を談合防止対策等検討委員会（以下「本委員会」という。）に変更し、外部委員会と本委員会を車の両輪として位置づけ、今後の談合防止対策等の構築に向け、その課題の抽出と改善策の検討を重ねてきました。

平成20年2月25日に外部委員会から市長に対して、今回の談合事件における全ての公判が終了していない中であっても、談合防止対策をできる限り早期に構築できるようにという主旨で、「第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策について～これまでの検証結果の報告～」（以下「外部委員会報告書」という。）の報告がなされ、今後の談合防止対策の構築に向けた取り組みの方向性が提言として示されました。

市として、外部委員会報告書を真摯に受け止め、この提言に挙げられた内容に沿って、早期に市民の信頼を回復するため、本委員会において、談合防止対策等の構築に向けた改善策をとりまとめましたので、市長に報告するものです。

2. 談合防止対策等の構築に向けた課題抽出と改善策について

本委員会では、事業計画・予算編成や、入札・契約制度、建築工事に係る事業費の積算、情報公開とコンプライアンスの推進に関する事項に区分して、今後の談合防止対策等の構築に向けた課題の抽出に取り組みました。

また、課題の抽出や、その改善策のとりまとめについては、外部委員会の審議と並行して検討作業を進めることとしたため、外部委員会に対しては、適宜、その検討内容を報告するとともに、外部委員会における審議状況についても説明を受けるなど外部委員会との連携を図ってきました。

次項以降に掲げる改善策については、外部委員会からの提言別（「1. 審議会等の設置について」、「2. 事業費の積算等について」、「3. 契約事務の取り組みについて」、「4. 情報公開とコンプライアンスについて」）に整理しました。

※「改善策の内容」のうち、★は、本委員会において、課題を抽出し、作成した改善策の内容
 ※「担当課」は、平成20年4月1日時点の担当課名

項目	外部委員会からの提言内容	改善策の内容	担当課／実施時期											
1. 審議会等の設置について	(1) 審議会等の設置に際しては、その設置段階において、設置目的を達成する観点から、実質的・専門的な審議ができるように、審議する内容や委員構成などについて十分に検討する必要がある。	①【審議会等委員の選任区分を十分に審議する仕組みの確立】 <ul style="list-style-type: none"> 審議会等の設置における委員選任の意思決定手続きとして、関係課間で十分に審議した上で決定する仕組みを確立する。 	行政経営改革課 人事課 法制室											
			<table border="1"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H21年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">完了</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						完了		
H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月												
完了														
2. 事業費の積算等について	(1) 建築工事に係る事業費の積算を適正に行うために、枚方市における建築工事の積算基準や、市場単価と連携した主要な設計単価の統一化について検討を行う必要がある。 また、清掃工場建設工事のような特殊工事については、効果的な事業費の積算を行うために、国・府などからの技術的な支援を受けることを検討する必要がある。 なお、予算化にあたっては、建築部門と財政部門が協力して、適正な予算計上できる仕組みを検討する必要がある。	①【建築工事の積算における国・府等からの支援等の活用調査】 <ul style="list-style-type: none"> 特殊な建築工事の積算について、国・府等の支援や民間マネージメントコンサルティングの実績等の活用を調査・研究する。 	施設整備室											
		<table border="1"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H21年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">継続実施</td> </tr> </table>	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						継続実施			
		H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月										
継続実施														
★ ②【公共建築工事に係る積算基準及び主要な設計単価の庁内統一化】 <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事に係る主要な設計単価について、関係各課と協議し庁内の統一化を図り、適正な工事の積算に必要な事項を定めた公共建築工事積算基準を作成する。 	施設整備室													
<table border="1"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H21年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">完了</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						完了					
H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月												
完了														
★ ③【地域性・緊急性を考慮した単価の調査】 <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事に係る主要な設計単価については、市場単価の動向を調査し、地域性・緊急性等を考慮しながら、適切に設定できるよう検討する。 	施設整備室													
<table border="1"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H21年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">継続実施</td> </tr> </table>	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						継続実施					
H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月												
継続実施														

項目	外部委員会からの提言内容	改善策の内容	担当課／実施時期												
2・事業費の積算等について	<p>(前ページと同様)</p> <p>(1) 建築工事に係る事業費の積算を適正に行うために、枚方市における建築工事の積算基準や、市場単価と連携した主要な設計単価の統一化について検討を行う必要がある。</p> <p>また、清掃工場建設工事のような特殊工事については、効果的な事業費の積算を行うために、国・府などからの技術的な支援を受けることを検討する必要がある。</p> <p>なお、予算化にあたっては、建築部門と財政部門が協力して、適正な予算計上できる仕組みを検討する必要がある。</p>	<p>★</p> <p>④【事業部門と予算部門において、技術的視点等に基づく協議を行い、予算額を設定する手法の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業内容について、予算担当部門に対し技術的視点等に基づいた説明を行う仕組みの構築に向けて、当面、施設の修繕・改修工事等を計画的に推進するため、短期修繕計画及び中長期保全計画を順次作成し、両部門の意思疎通の強化を図る。 	<p>財政課 施設整備室</p> <table border="1"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H20年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">継続実施</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月						継続実施			
	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月												
継続実施															
<p>(2) 事業費の積算や工事施行などの事務処理を効果的・効率的に行うために、建築工事に関する知識やノウハウを共有し有効活用を図るといった観点から、組織を見直すなど体制を整備する必要がある。</p>	<p>①【公共施設の整備体制（組織）の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備に関する組織体制について見直す。 	<p>行政経営改革課</p> <table border="1"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H20年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">完了</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月						完了				
H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月													
完了															
3・契約事務の取り組みについて	<p>(1) 談合情報をより有効に取り扱うために、談合情報対応マニュアルの検証を行い、必要に応じて見直しを行う必要がある。</p> <p>なお、談合情報対応マニュアルへの追加を検討すべき対策としては、公正取引委員会・警察などの捜査機関への通報や、大型工事における入札不調時の対応に向けた事前検討、入札の決定までの過程が検証できる仕組みの確立などである。</p>	<p>①【捜査機関（公取・警察等）への通報【入札公告時に、談合情報の取り扱いを公表】】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札公告時における談合情報については、公正取引委員会や警察等の捜査機関へ通報することを談合情報対応マニュアルに定める。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H20年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">完了</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月						完了			
		H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月											
完了															
<p>②【談合情報対応マニュアルの検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 談合情報対応マニュアルの内容を再検証し、必要な見直しを行う。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H20年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">完了</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月						完了					
H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月													
完了															

項目	外部委員会からの提言内容	改善策の内容	担当課／実施時期												
3. 契約事務の取り組みについて	<p>(前ページと同様)</p> <p>(1) 談合情報をより有効に取り扱うために、談合情報対応マニュアルの検証を行い、必要に応じて見直しを行う必要がある。</p> <p>なお、談合情報対応マニュアルへの追加を検討すべき対策としては、公正取引委員会・警察などの捜査機関への通報や、大型工事における入札不調時の対応に向けた事前検討、入札の決定までの過程が検証できる仕組みの確立などである。</p>	<p>③【入札方式の決定過程について、客観的判断に基づいた規程等、外部からも検証できる仕組みの確立（マニュアルの作成等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注標準の再検証を行う。 発注標準だけでは、定められない案件については、庁内委員会で検討を行うなど、ルールを確立し、外部からも検証できる仕組みを確立する。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1" data-bbox="1099 667 1471 880"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H20年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>➡</td> <td>➡</td> <td>➡</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">完了</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月		➡	➡	➡		完了			
		H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月											
	➡	➡	➡												
	完了														
<p>④【大型工事等における入札不調後の対応を事前に検証する仕組みの確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定規模の工事において入札不調があった場合は、今後も、公正取引委員会へ通報するとともに、警察機関への通報をルール化するなど、談合情報対応マニュアルに必要な手続きを明記する。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1" data-bbox="1099 1104 1471 1317"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H20年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>➡</td> <td>➡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">完了</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月		➡	➡			完了					
H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月													
➡	➡														
完了															
<p>(2) 談合防止や、入札の公平性・競争性・透明性を高める観点から、新たな入札方式（発注方法を含む。）の研究や、入札方式を決定するための判断基準の作成について検討する必要がある。</p>	<p>①【入札方式の研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式について研究・検討を行う。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1" data-bbox="1099 1442 1471 1666"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H20年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>➡</td> <td>➡</td> <td>➡</td> <td>➡</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">継続実施</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月		➡	➡	➡	➡	継続実施				
H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月													
➡	➡	➡	➡												
継続実施															
<p>②【入札参加資格の設定について、同規模事業や他市事例との比較により検証する仕組みの確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格の設定方法について再検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1" data-bbox="1099 1827 1471 2040"> <tr> <td>H20年 4月</td> <td>H20年 9月</td> <td>H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>➡</td> <td>➡</td> <td>➡</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">完了</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月		➡	➡	➡		完了					
H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月													
➡	➡	➡													
完了															

項目	外部委員会からの提言内容	改善策の内容	担当課／実施時期												
3. 契約事務の 取り組みについて	<p>(前ページと同様)</p> <p>(2) 談合防止や、入札の公平性・競争性・透明性を高める観点から、新たな入札方式(発注方法を含む。)の研究や、入札方式を決定するための判断基準の作成について検討する必要がある。</p>	<p>★</p> <p>③【設計図書の販売や配布方法の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計図書等の販売店による販売方法から市ホームページからダウンロードできる方法を検討し実施する。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20年 4月</td> <td style="text-align: center;">H21年 9月</td> <td style="text-align: center;">H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">完了</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						完了			
	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月												
	完了														
	<p>(3) 入札監視員会議における更なる実効性の確保といった観点から、審議案件の抽出方法や入札結果の監視方法などの検討を行う必要がある。</p>	<p>①【入札監視員会議の取り扱う対象の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り扱う対象については、他市の事例等を調査した結果を、入札監視員会議に諮り、必要に応じて見直しを行う。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20年 4月</td> <td style="text-align: center;">H21年 9月</td> <td style="text-align: center;">H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">完了</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						完了			
H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月													
完了															
<p>(4) 予定価格の事前公表について、談合防止や事業者からの不正な働きかけの防止といった観点からの検討を行う必要もある。</p>	<p>①【予定価格の事前公表の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格の事前公表についてのメリット・デメリットの検証を行う。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20年 4月</td> <td style="text-align: center;">H21年 9月</td> <td style="text-align: center;">H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">完了</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						完了				
H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月													
完了															
<p>(5) 談合を防止するため、賠償金の率の引き上げや、入札参加資格の停止期間の見直しなどのペナルティの強化を実施する必要がある。</p>	<p>★</p> <p>①【賠償金の率の引き上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の率(契約金額の10分の1)からの引き上げを行う。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20年 4月</td> <td style="text-align: center;">H21年 9月</td> <td style="text-align: center;">H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">完了</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						完了				
H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月													
完了															
	<p>★</p> <p>②【入札参加資格の停止期間の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 賠償金の率の見直しと合わせて、検討を行い必要に応じて見直しを行う。 	<p>総合契約検査室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20年 4月</td> <td style="text-align: center;">H21年 9月</td> <td style="text-align: center;">H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">完了</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月						完了				
H20年 4月	H21年 9月	H21年 3月													
完了															

項目	外部委員会からの提言内容	改善策の内容	担当課／実施時期												
4. 情報公開とコンプライアンスについて	<p>(1) 事務処理過程の妥当性及び透明性を確保するためには、審議会等（庁内委員会を含む。）の議事録については、原則的に公表する必要があると考える。ただし、そのことによって、談合の端緒とならないように十分に配慮する必要がある。</p>	<p>①【審議会等（入札監視員会議、請負業者資格審査等委員会等）の議事録の公開の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開の可否については、各会議において判断されるものであるが、会議録公開のルール化を整備する。 	<p style="text-align: center;">法制室 コンプライアンス推進課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20年 4月</td> <td style="text-align: center;">H20年 9月</td> <td style="text-align: center;">H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">完了</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月						完了			
	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月												
	完了														
<p>(2) 更なる公正な職務執行の確保に向けた取り組みを進めるため、コンプライアンス体制の充実を図るための組織を新たに設けるなど体制を整備する必要がある。</p> <p>また、職員のコンプライアンス意識の向上を図るための職員研修の実施や、不正防止のための内部通報システムの制度化などが求められる。</p> <p>さらに、これらの取り組みを継続的なものとするため、枚方市におけるコンプライアンスの考え方や取り組みを継続して公表することが重要である。</p>	<p>★</p> <p>①【内部通報システムの制度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益通報者保護法による内部通報先の明確化を含めて、内部通報の処理の仕組みを構築する。 	<p style="text-align: center;">コンプライアンス推進課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20年 4月</td> <td style="text-align: center;">H20年 9月</td> <td style="text-align: center;">H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">完了</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月						完了				
H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月													
完了															
<p>(2) 更なる公正な職務執行の確保に向けた取り組みを進めるため、コンプライアンス体制の充実を図るための組織を新たに設けるなど体制を整備する必要がある。</p> <p>また、職員のコンプライアンス意識の向上を図るための職員研修の実施や、不正防止のための内部通報システムの制度化などが求められる。</p> <p>さらに、これらの取り組みを継続的なものとするため、枚方市におけるコンプライアンスの考え方や取り組みを継続して公表することが重要である。</p>	<p>②【職員のコンプライアンス意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員への損害賠償請求や刑罰規定等の周知等職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、管理監督職員（特別職を含む）に対し、毎年度、倫理ハンドブック等による職員研修を実施する。 	<p style="text-align: center;">コンプライアンス推進課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20年 4月</td> <td style="text-align: center;">H20年 9月</td> <td style="text-align: center;">H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">完了</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月						完了				
H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月													
完了															
<p>(2) 更なる公正な職務執行の確保に向けた取り組みを進めるため、コンプライアンス体制の充実を図るための組織を新たに設けるなど体制を整備する必要がある。</p> <p>また、職員のコンプライアンス意識の向上を図るための職員研修の実施や、不正防止のための内部通報システムの制度化などが求められる。</p> <p>さらに、これらの取り組みを継続的なものとするため、枚方市におけるコンプライアンスの考え方や取り組みを継続して公表することが重要である。</p>	<p>③【コンプライアンス体制の充実に向けた組織の新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正な職務執行を確保するため、専任の課を新設し、コンプライアンス体制の強化を図る。 	<p style="text-align: center;">行政経営改革課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20年 4月</td> <td style="text-align: center;">H20年 9月</td> <td style="text-align: center;">H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">完了</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月						完了				
H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月													
完了															
<p>(2) 更なる公正な職務執行の確保に向けた取り組みを進めるため、コンプライアンス体制の充実を図るための組織を新たに設けるなど体制を整備する必要がある。</p> <p>また、職員のコンプライアンス意識の向上を図るための職員研修の実施や、不正防止のための内部通報システムの制度化などが求められる。</p> <p>さらに、これらの取り組みを継続的なものとするため、枚方市におけるコンプライアンスの考え方や取り組みを継続して公表することが重要である。</p>	<p>④【コンプライアンスの考え方・取り組みの公表（市の明確な意思を公表）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ、広報、グループウェアの掲示板等を通じて、市の法令遵守に対する考え方を表明していく。 	<p style="text-align: center;">コンプライアンス推進課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20年 4月</td> <td style="text-align: center;">H20年 9月</td> <td style="text-align: center;">H21年 3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">継続実施</td> </tr> </table>	H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月						継続実施				
H20年 4月	H20年 9月	H21年 3月													
継続実施															

3. 今後の進め方について

今後、本市としては、市民の信頼を早期に回復するため、全職員が一丸となって、より一層の公平性・競争性・透明性の向上に向けた取り組みを進め、公正で清潔な市政を確立して行かなければなりません。

本委員会では、この報告書に基づいて、今後、各担当課が取り組む改善策が適切に執行されるよう進行管理を行い、適宜、取り組み状況を市長へ報告するとともに、外部委員会からの報告内容に追加や変更が行われた場合など、必要に応じて新たな改善策の検討を行うこととします。

参考資料1 委員会の開催経過について

◆第2清掃工場建設検証委員会の設置：平成19年7月17日

◆第1回委員会：平成19年7月19日

- 第2清掃工場建設検証委員会及び外部委員会の目的・役割等について確認
- 企画財政部、財務部、重点プロジェクト推進部から、現時点での事務処理過程の調査結果を報告
- 今後の進め方について、9月頃まで事務処理過程の調査・検証及び課題の抽出を行い、10月から12月にかけて改善策を検討・作成することを確認

◆談合防止対策等検討委員会の設置：平成19年10月22日

◆第2回委員会：平成19年10月31日

- 談合防止対策等検討委員会及び外部委員会の目的・役割等について確認
- 外部委員会の開催経過、スケジュール、及び外部委員会からの質問や意見を踏まえて、検証作業を進めていくことを確認

◆第3回委員会：平成19年11月21日

- 契約部門、計画・予算部門の各担当部署から事務処理過程を説明し、外部委員会への説明内容等を確認
- 事業部門に係る課題の抽出について検討

◆第4回委員会：平成19年12月10日

- 外部委員会からの意見を基にした課題の項目について確認
- 談合防止に向けた課題の抽出について検討

◆第5回委員会：平成20年1月17日

- 外部委員会と本委員会から抽出された検討課題を整理した上で、その対策案を作成し、外部委員会へ報告することを確認
- 改善策については、外部委員会の審議状況に合わせて、報告可能なものから作成することを確認

◆第6回委員会：平成20年2月1日

- 外部委員会と本委員会で検討した課題の内容を確認
- 課題への改善策について審議し、その結果を次回の外部委員会に報告することを確認

◆第7回委員会：平成20年2月14日

- 外部委員会の検証内容について確認
- 課題への改善策について審議

◆第8回委員会：平成20年3月14日

- 談合防止対策等の構築に向けた取り組みについて検討
- 今後の進め方について確認

◆市長への報告：平成20年4月10日

- 談合防止対策の構築に向けた取り組みについて報告

参考資料２ 委員会の設置について（設置要項の抜粋）

第２清掃工場建設検証委員会について（平成 19 年 7 月 17 日）

【設置目的】

第２清掃工場建設に関するすべての事務処理過程を検証し、課題の抽出と改善策を検討するため、第２清掃工場建設検証委員会を置く。

【担当事務】

- ・ 事業計画及び予算編成に関すること。
- ・ 入札契約に関すること。
- ・ 事業決定及び事業費積算に関すること。

【構成】

委員長	総務部長
副委員長	都市整備部長
委員	企画財政部長、財務部長、重点プロジェクト推進部長

談合防止対策等検討委員会について（平成 19 年 10 月 22 日）

【設置目的】

第２清掃工場建設工事に係りして発生した談合問題を契機として、今後の談合防止対策等の構築に向け、その課題の抽出と改善策を検討するため、談合防止対策等検討委員会を置く。

【担当事務】

- ・ 事業計画、事業決定及び予算編成に関すること。
- ・ 入札及び契約制度に関すること。
- ・ 建設工事に係る事業費の積算に関すること。

【構成】

委員長	総務部長
副委員長	財務部長
委員	企画課長、財政課長、総合契約検査室課長、建築課長